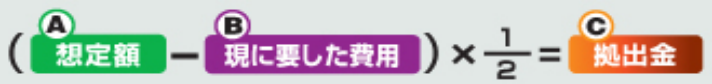
資料１０

令和８年 10 月 28 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて

１．「再商品化合理化拠出金」の仕組みについて

容器包装リサイクル法第 10 条の２に則った市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）制度では、分別基準適合物の再商品化にあらかじめかかると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の１／２に相当する金額が、合理化拠出金の支払い原資となります（次の計算式参照）。



「想定額」は、「想定単価」（令和５～６年度の再商品化事業者への支払実績単価と令和７年度落札単価の３か年平均値。令和８～10 年度の３か年固定適用）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まず。）を乗じて算出されます。ただしプラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法ごとの「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。

なお令和８年度分の「想定単価」、「想定量」、「想定額」は、＜表１＞のとおりです。

＜表１＞「想定単価」、「想定量」、「想定額」（令和８年度）

素材別／再商品化手法別		想定単価（円／トン）	想定量（トン）	想定額（円）
ガラスびん	無色	8,779	89,279.18	783,781,921
	茶色	9,839	88,513.29	870,882,260
	その他の色	16,421	112,576.73	1,848,622,483
ＰＥＴボトル		1,939	160,287.695	310,797,840
紙製容器包装		4,080	10,903.957	44,488,144
プラスチック製容器包装	材料リサイクル（トレイ）	60,603	289.347	43,107,989,846
	材料リサイクル（トレイ以外）	63,494	502,416.778	
	高炉還元剤化	48,069	17,588.289	
	コークス炉化学原料化	58,966	120,285.205	
	ガス化	54,392	59,784.799	

注１）想定量は特定事業者負担分のみ　注２）想定単価は消費税を含まず

一方で「現に要した費用」は、令和９年３月末までに引き取り６月末までに再商品化委託料の支払いを積算する仕組みで、令和９年７月まで確定できないため、合理化拠出金の総額をお示しすることはできません。

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の１／２が配分され、「低減額」への寄与度に応じて、残りの１／２が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、＜表２＞に示したとおりです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の１／２が按分されます（対象となるのは特定事業者負担分のみ）。

＜表２＞合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度 90%以上であって前年度に比べ２%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が 95%以上である場合であること ＊対象市町村は、指定法人のベール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／ＰＥＴボトル 紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、当該指定保管施設の落札単価が、その再商品化手法の想定単価を下回った場合に配分対象になります。それぞれの保管施設における「かかる見込の費用」（想定単価と引き渡し量から積算）と「実際にかかった費用」（落札単価と引渡し量から積算）の差額を低減額とします。実際の配分は、｛（想定単価×当該市町村の引渡実績量）－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用｝（０以下の場合は０とする。）の総和（各市町村低減額の総和）に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の１／２が按分されます。

２．令和７年度分の拠出実績

配分対象市町村数及び配分総額は以下のとおりです。

＜表３＞配分対象市町村数及び配分総額　（金額単位：円）

	ガラスびん（無色）	ガラスびん（茶色）	ガラスびん（その他）	ＰＥＴボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装	合計
配分金額	－	－	－	211,164,879	－	－	211,164,879
契約市町村数	1,053	1,101	1,357	920	138	1,159	1,597
引取実績有り市町村数	1,049	1,098	1,339	919	138	1,156	1,596
配分対象市町村数	－	－	－	919	－	－	919

注１）ＰＥＴボトル以外については、「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので、再商品化合理化拠出金はありませんでした。
注２）プラスチック製容器包装には、プラ法 33 条（認定計画）も含まれています。

３．令和８年度分　再商品化合理化拠出金配分額試算式について【参考】

多くの市町村及び一部事務組合のご担当者様から「今年は大体いくら貰えるのか。」といったご質問を多くいただきます。個々の市町村への支払額をお約束できるものではございませんが、令和９年９月に支払を予定されている「令和８年度分合理化拠出金」について、ある程度の見込みを算出する『試算式』を準備いたしました。

【前提条件】令和８年度分の合理化拠出金の見込み額（＊）が以下となった場合を想定。

＊（令和８年度の想定額－令和８年度の現に要した費用見込み）×１／２の算出式により当協会で試算した見込みの数値

＜表４＞令和８年度分の合理化拠出金の見込み額　（金額単位：百万円）

対象素材	見込み額
ガラスびん（無色）	0
ガラスびん（茶色）	0
ガラスびん（その他の色）	70
ＰＥＴボトル	0
紙製容器包装	0
プラスチック製容器包装	0

（１）ガラスびん

ガラスびん（無色、茶色）について、令和８年度は発生しない見込みとなりました。
落札単価の上昇により、現に要した費用の増加が見込まれるためです。

ガラスびん（その他の色）について、約７千万円の合理化拠出金合理化拠出金の発生が見込まれ、各市町村への支払いは以下の計算式に基づき算出いたします。

①　「品質」による配分

$$35\text{百万円}\times\frac{\alpha}{11\text{万トン}}$$

②　「低減額」に応じた配分

$$35\text{百万円}\times\frac{(16{,}421\text{円}-\beta\text{『落札(契約)単価』})\times\alpha}{140\text{百万円（見込み総低減額）}}$$

【α：保管施設ごとの引き渡し見込み量（ｔ）、β：当該保管施設の落札(契約)単価】

（２）ＰＥＴボトル

ＰＥＴボトルの合理化拠出金について、令和８年度は発生しない見込みとなりました。
現に要した費用が想定額を上回ると見込まれるためです。

（３）紙製容器包装

紙製容器包装の合理化拠出金について、令和８年度は発生しない見込みとなりました。
令和７年度分に引き続き、現に要した費用が想定額を上回ると見込まれるためです。

（４）プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の合理化拠出金について、令和８年度は発生しない見込みとなりました。令和７年度分に引き続き、落札単価の上昇により、現に要した費用の増加が見込まれるためです。

この件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　企画広報部　長塚、杉森、関澤
電話番号：03-5532-8589
ＦＡＸ番号：03-5532-9698
メールアドレス：contactinfo@jcpra.or.jp

以上